

# 個人住民税の 寄附金控除が 拡大されました

1. 都道府県・市区町村に対する寄附金の控除の大幅な拡大

## 〈制度の概要〉

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割は下記の表のとおり算出し、所得税と合わせて全額が控除されます。

2. 都道府県・市区町村が控除対象となる寄附金を条例指定できる制度の創設

個人住民税の寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象の中から都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加されました。

### 改正前

寄附金控除の対象となる 地方公共団体の範囲	都道府県・市区町村
控除方式	所得控除方式
控除率	適用対象寄附金×税率 (10%)の軽減効果
控除対象限度額	総所得金額等の25% 地方公共団体に対する寄附金 以外の寄附金との合計額
適用下限額	10万円

### 改正後

都道府県・市区町村
税額控除方式
地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と住民税合わせて全額控除
税額控除額の計算方法 ①と②の合計額を税額控除
① 地方公共団体に 対する寄附金(※1) - 5千円 ] × 10%
② 地方公共団体に 対する寄附金(※1) - 5千円 ] × [90% - 0 ~ 40%](※2)
※1 複数の団体に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額 ※2 ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度
総所得金額等の30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
5千円

※所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

## 都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

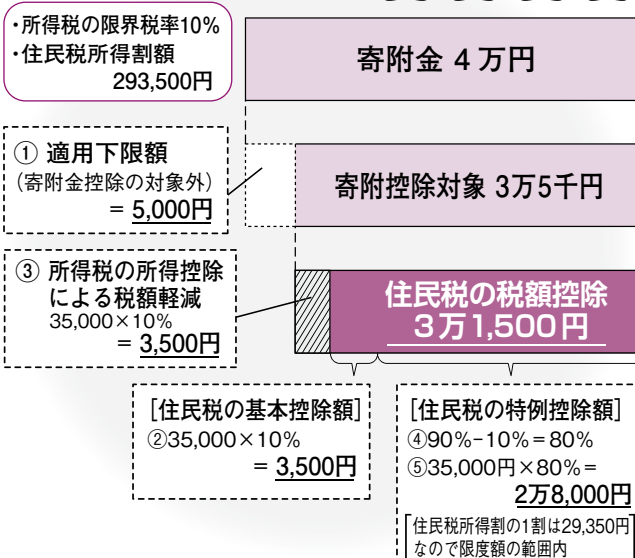
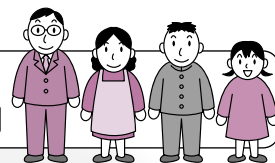
※寄附者の方は寄附先の都道府県・市区町村の名称と寄附金額を記載した申告書を提出すればよく、実際に以下の計算を行っていただく必要はありません。

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から5,000円を引きます。  
(※)複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
- ①で求めた額に10%を乗じます…[住民税の基本控除]
- 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。
- 90%から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。
- ①で求めた額に④で求めた率を乗じます…[住民税の特例控除]  
⑤の額は住民税所得割の1割が限度

夫婦2人のサラリーマンの場合の所得税の控除率

年収	おおむね600万円まで…5%
	おおむね780万円まで…10%
	おおむね1,200万円まで…20%
	おおむね1,430万円まで…23%
	おおむね2,380万円まで…33%
	おおむね2,380万円超 …40%

給与収入700万円で  
夫婦2人のケースの計算例



住民税の控除額 = ② + ⑤

(ただし、国に対する寄附金、政党等に対する政治活動に関する寄附金は対象になりません。)

※住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまで通り都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となります。

なお、平成20年中の寄附金に関しては、県指定団体はなく、町指定団体は、「伊奈町社会福祉協議会」となっています。



町指定団体の町社会福祉協議会

### 〈制度の概要〉

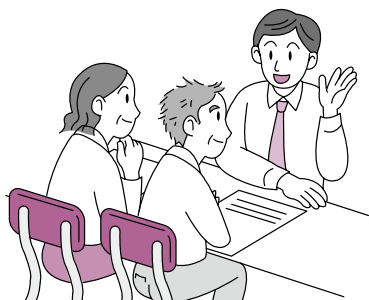
都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金から5千円を控除した部分のうち、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%が税額控除されます。(都道府県と市

区町村のどちらからも指定された寄附金の場合は10%です。)

なお、控除対象限度額は、「都道府県・市区町村に対する寄附金」との合計で、総所得金額の30%が上限となります。

### 〈寄附金控除を受ける場合の手続き等〉

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附金について、寄附金の領収書などを添付し、申告する必要があります。



寄附をした翌年度の住民税から控除されます。(所得税については現年分から控除されます。)

内容について、詳しくは税務課町民税係(2151)までお問い合わせください。

## 償却資産の申告は 2月2日(月)までです

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっています。なお、申告等についてご不明な点がありましたら、税務課固定資産税係(2154)にお問い合わせください。

#### 申告期限

平成21年2月2日(月)

申告を要する人

償却資産を町内に所有する

人、または貸し付けている人。

(なお、平成21年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。)

#### 償却資産の種類

●構築物Ⅱ 広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など

●機械および装置Ⅱ コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など

●車両および運搬具Ⅱ ブルドーザーなど

●工具、器具および備品Ⅱ 机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産  
①耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの。  
②取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの。

③家庭用に使われる資産  
④自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

## 固定資産税証明書 (所得控除用)の廃止 について

従来、不動産所得や農業所得の確定申告用に、「所得控除証明書」として固定資産税額の証明書を発行していましたが、町において当該資産の固定資産税が必要経費に該当することの確認ができないため、今年度からこの証明書の発行を取りやめさせていただくことになりました。

今後、確定申告等で固定資産税額が必要な場合は、納税通知書と一緒に送付している資産明細書をご利用ください。

この資産明細書には個々の資産の固定資産税相当額が記載されています。

なお紛失等の場合、資産明細書の再発行はできませんので、名寄帳の写しを有料(1名義につき150円)にてお出ししますのでそちらをご利用ください。

なお、名寄帳には、固定資産税相当額が記載されておりませんので、課税標準額に税率(1.4%)を乗じて固定資産税相当額を算出していただくことになります。

税務課固定資産税係(2154)